

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成29年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれません。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族(配偶者やお子さまなど)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。(平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。

問い合わせ先
ねんきん加入者ダイヤル：☎0570-003-004(ナビダイヤル)
IP電話の方：☎03-6630-12525
受付期間：11月1日(水)～平成30年3月15日(木)
受付時間：●月～金曜日：午前8時30分～午後7時
●第2土曜日：午前9時～午後5時
※祝日(第2土曜日を除く)、年末年始はご利用いただけません。

国民年金保険料の「後納制度」について

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、**平成27年10月から平成30年9月までの3年間**に限り、実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

従来、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月からは、**資格期間が10年以上**あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

そのため、後納制度を利用し不足している保険料を納めることにより、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られる可能性があります。

ただし、すでに老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、お申し込みが必要です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 ねんきん加入者ダイヤル (☎0570-003-004)
土浦年金事務所 (☎029-825-1170)

「税を考える週間」について

～今年のテーマは「暮らしを支える税」～

国税庁では、国民の皆さまに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的にさまざまな広報広聴施策を実施しています。

【国税庁ホームページによる取り組みをご紹介します！】

「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「暮らしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取り組みについてご紹介します。

詳しくは、国税庁ホームページ(HP <http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。



平成29年度予算を補正

平成29年度利根町一般会計および各特別会計について、次のとおり補正されました。

会計	補正額	総額
一般会計	9,353万5,000円	54億9,071万4,000円
国保特別会計(事業勘定)	1億1,594万4,000円	28億8,992万4,000円
国保特別会計(直営診療施設勘定)	1,024万5,000円	1億1,577万3,000円
公共下水道事業特別会計	726万5,000円	3億1,783万円
町営霊園事業特別会計	501万7,000円	1,100万円
介護保険特別会計	7,796万6,000円	14億9,139万1,000円
介護サービス事業特別会計	345万円	1,201万6,000円
後期高齢者医療特別会計	45万1,000円	3億7,384万8,000円

平成28年度決算を認定

平成28年度利根町一般会計および各特別会計の決算は、次のとおり認定されました。

会計	歳入合計	歳出合計
一般会計	63億9,324万6,627円	62億1,175万9,395円
国保特別会計(事業勘定)	30億5,861万6,912円	28億9,173万2,524円
国保特別会計(施設勘定)	1億4,719万325円	1億3,318万8,459円
公共下水道事業特別会計	2億7,668万386円	2億6,435万3,021円
町営霊園事業特別会計	1,610万5,628円	990万4,593円
介護保険特別会計	14億3,564万2,808円	13億5,929万6,323円
介護サービス事業特別会計	1,349万7,390円	1,004万6,722円
後期高齢者医療特別会計	3億5,754万6,770円	3億5,709万5,302円

傍 聴 席

第3回利根町議会定例会



平成29年第3回利根町議会定例会が、9月1日(金)から15日(金)まで、通算15日間の日程で開催されました。

今期定例会には、町長から平成29年度の一般会計や各特別会計の補正予算、条例の改正、工事請負契約の締結、過疎地域自立促進計画の策定、平成28年度の決算認定など合計20件の議案が提出され、慎重な審議が行われました。

また、一般質問には9名の議員が登壇。町長の選挙公約についての質問のほか、過疎対策や農業法人の所有地、また4期基本計画・実施計画の見直しや、今後の空き家対策、中学生議会などの質問があり、活発な質疑応答が行われました。(詳しくは『とねまち議会だより』をご覧ください。)

主な条例の改正

- 【利根町課等設置条例の一部を改正】
企画財政課の業務内容などの増加に伴い、企画財政課を「企画課」と「財政課」に分離するため、条例の一部が改められたものです。
- 【工事請負契約の締結】
防災行政無線(同報系)デジタル化工事の請負契約締結のため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議案が提出され、承認されたものです。
- 【計画の策定】
過疎地域自立促進特別措置法の規定により、利根町過疎地域自立促進計画(平成29年度～平成32年度)の策定について、議決が求められた結果、承認されたものです。

全国一斉「女性の人権ホットライン」のお知らせ

～あなた一人で悩んでいませんか！～

人には皆人権があります。それぞれが個人として人権を尊重されなければなりません。しかし、残念ながら女性に対する人権侵害が依然として発生しており、大きな社会問題となっています。

この度、より多くの方々にご利用いただくため、下記のとおり全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施いたします。職場における女性差別やセクハラ、夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの女性に対するあらゆる人権侵害について、お気軽にご相談ください。**秘密は厳守いたします。**

- 日 時 11月13日(月)～19日(日) 午前8時30分～午後7時
(ただし、土・日曜日は午前10時～午後5時)
- 電話番号 0570-070-810(全国共通ナビダイヤル)
- 問い合わせ先 水戸地方務局 人権擁護課 ☎029-227-9919

